

消防庁舎・防災センターの諸室機能要件

① 消防庁舎・防災センター屋外

番号	名称	機能
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・油分離槽を設置する。 ・操法訓練用防火水槽を設置する。(雨水貯水 20 m³地下式) ・放水壁を設ける(幅 10m×高さ 4m×奥行 2m、厚さ 0.2m)。操法放水時に使用した等の水が、操法訓練用防火水槽に集水できる等、再利用できる仕組みとする。 ・浸透性のあるアスファルト等により、操法訓練スペース(63m×12m 程度)を整備する。 ・耐震性貯水槽飲料型(10 m³)及び耐震性貯水槽(100 m³地下式)を設置する。 ・随時、国旗が容易に掲揚できるポール 1~2 機を設置する。(参考写真：消防庁舎外 1) ・緊急車両出動動線によっては、出動を円滑に行うため、事業用地内出動動線上に駐車禁止の表示を行う。 ・警察等関係機関と協議の上、公園内公道に導流帯(ゼブラゾーン)の表示を行う。 ・緊急車両出庫を道路通行者に知らせるための緊急車両出動掲示板を 2 箇所以上設置する。(参考写真：消防庁舎外 2) ・公園利用者の視線に配慮したごみ置き場を設置する。 ・同時に 2 本掛け 40 本のホース(延長約 20m)が干せるホースリフターを設置する。(施設壁面利用可)(参考写真：消防庁舎外 3) なお、ホースリフターは水道設備及び緊急車両用車庫内ホース固定収納棚に近い位置に設置する。また、ホースリフター前には、ホースの洗浄が行えるスペースを確保する。ホース洗浄スペース床はコンクリート製が好ましい。また、既存ホース洗浄機(OGURA Hose Cleaner119)用の 3 相 200V3.7kw コンセントを設置する。 ・既存簡易給油設備 2 基を移設する。(参考写真：消防庁舎外 4)

		<ul style="list-style-type: none"> ・雨天時も掲示可能な掲示板を設置する。 ・消防庁舎屋上の一部は岡山県防災情報ネットワーク用アンテナを移設設置できる構造とし、通信機械室内にある岡山県防災行政用無線機への接続配線用配管を用意する。(参考写真：消防庁舎外 5) ・公園利用者の視線に配慮した場所に既存物干台 2 台を配置するスペースを確保する。 ・来客者見学及び休憩スペースが設置できるように、施設屋外に簡易屋根の設置や軒下の活用により、一部雨よけを設ける。その場所が調理・食堂室の屋外であるとなお良い。 ・施設外壁の利用又は別棟の建設により、はしご登はん及びロープ応用登はん訓練に使用可能な設備を整備する。(※別紙 4「第 32 回消防救助技術岡山県大会実施要領抜粋」参照。) ・施設外壁の利用又は別棟の建設により、引揚救助訓練に使用可能な設備を整備する。(※別紙 4「第 32 回消防救助技術岡山県大会実施要領抜粋」参照。) ・高層階からの救助を想定した訓練が可能となるようなベランダ等のほか、屋外訓練を可能とするため、建物の壁面や屋根の一部に訓練用金具を設置する。(参考写真：消防庁舎外 6) ・連結送水管を利用した訓練が可能となるような消防用設備を設ける。 ・無給油で 72 時間稼働可能な非常用発電機を設置する。 ・非常用発電機については消防庁舎・防災センターの必要発電量、設置基数、太陽光発電やバッテリー併用等は提案による。 ・見学者学習用に消火栓及びスプリンクラー設備を設ける。(レプリカでも可、防災センター施設内でも可)
	公用車駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ・7 台分のスペースを確保し、枠線を引くこと。 (※配置車両については別紙 7「配置予定車両一覧」参照。)
	来客者用駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ・職員駐車場と別に施設入口に近接した来客者用駐車場 5 台分程度を整備し、枠線を引くこと。そのうち 1 台は障害者用駐車場とする。

職員駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ・ 50 台分程度のスペースを確保し、枠線を引くこと。 ・ 駐車場であることを明示する。
駐輪場	<ul style="list-style-type: none"> ・ 20 台程度のスペースを確保する。 <p>屋根の設置や軒下の活用により、雨天時も二輪車が濡れないようにする。</p>
加点	<p>(1) 随時、懸垂幕や横断幕が掲示できるようにする。(施設壁面利用も可。なお、デジタルサイネージの提案も可)</p> <p>(2) 施設の利用又は別棟の建設により、ロープブリッジ渡過訓練に使用可能な設備を整備する。(※別紙 4「第 32 回消防救助技術岡山県大会実施要領抜粋」参照。)</p> <p>(3) 高さ 3m 程度の立坑 (マンホール) 救助訓練が可能となる構造とする。</p>

②消防庁舎・防災センター屋内

番号	名称	機能
	共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適宜案内表示板を設ける。 ・ 2 階建以上とする場合は防災センターにエレベータを設置する。

【消防庁舎 1】 消防長室	
用途	消防長 1 人の執務、8 人程度の会議及び応接
規模	35～40 m ² 程度 常時職員 1 人が勤務
設置数	1
仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・ 両袖事務机、椅子、8 人程度の会議が可能な会議机と椅子のセット、固定書架、更衣用ロッカーを設置する。 ・ レイアウト変更が容易にできるように OA フロア (床面に電話回線 (1 台)、電気配線、LAN 配線、テレビ 1 台、パソコン 1 台分を施したもの) とする。 ・ ポスターレールを設置する。 ・ 停電時も、照明、事務機器が稼働すること。なお、空調についても稼働することが好ましい。
他室との関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会話程度の遮音性を有する構造とする。 ・ 出入口は本部事務室内のみに設置する。 ・ 出入口付近に本部事務室消防総務課を配置する。

【消防庁舎 2】 本部事務室	
用途	消防本部職員の執務及び来客者対応
規模	120～150 m ² 程度 常時職員 18 人（うち課長級 6 人）が勤務 本部 消防総務課 6 人（うち課長級 2 人） 予防課 8 人（うち課長級 2 人） 警防課 4 人（うち課長級 2 人）
設置数	1
仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・扉を設置する場合は中の様子が分かる仕様とする。 ・本部事務室への来客者動線となる入口から予防課、警防課、消防総務課の順に配置する。 ・予防課の窓口に、同時に 2 組（各 2 人ずつ）程度の来客者に対し、座って接客する受付カウンターを設置する。（参考写真：消防庁舎 2-1） ・消防総務課及び警防課窓口に、来客者に対し、立って接客するカウンターを設置する。カウンター内側（事務室側）は書類棚を兼ねる。（参考写真：消防庁舎 2-2） ・職員 18 人が常時勤務できるレイアウトとする。 ・レイアウト変更が容易にできるように OA フロア（床面に電話回線（14 台）、電気配線、LAN 配線、テレビ 1 台、パソコン 21 台分を施したもの）とする。 ・3 課（本署と同一階の場合、本署も含める）から集まりやすい位置に、内部打合せ会議用オープンスペース（4 人×2 組程度）を確保する。 ・消防庁舎・防災センター内各諸室の照明及び空調の集中管理盤を設置する。（参考写真：消防庁舎 2-3） ・3 課が共用しやすい位置に印刷コーナー（複合機 1 台、FAX 機 1 台、カラープリンタ 1 台及び用紙収納棚）を確保する。 ・2 ロコンロ 1 台、流し台 1 台、既存冷蔵庫 1 台、食器棚 1 台及び電子レンジ 2 台の設置が可能な 5 m²程度の給湯コーナーを確保する。 ・事務機の背面又は付近に常用書類用の書架を整備する。（参考写真：消防庁舎 2-4） ・壁又は壁面固定収納棚の一部はマグネットでの掲示やホワイトボードとしての利用が可能なものとする。（参考写真：消防庁舎 2-5、以下同じ）

	<ul style="list-style-type: none"> ・本部事務室出入口が複数ある場合は、それぞれの出入口付近で照明操作ができるようにする。 ・通信指令室の任意情報を表示できる天吊又は壁掛けのディスプレイを設置する。(参考写真：消防庁舎 2-6、以下同じ) ・停電時も、照明、事務機器が稼働すること。なお、空調についても稼働することが好ましい。
他室との関係	<ul style="list-style-type: none"> ・消防長室に通じる通路及び出入口を設ける。 ・通信指令室と同一階に配置する。

【消防庁舎 3】 本部書庫	
用途	本部 3 課の書類の収納
規模	55～60 m ² 程度
設置数	1
仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・保存文書及び台帳保管用の可動式書架を設置し、両面書架の場合は反対面との間に仕切りがあるものを採用する。(参考写真：消防庁舎 3-1) ・うち 5 m²程度に日用物品、事務用品の収納のための固定収納棚を設置する。別室としても可。 ・停電時も、照明が稼働すること。
他室との関係	<ul style="list-style-type: none"> ・本部事務室の近くに配置する。

【消防庁舎 4】 本署事務室	
用途	消防署職員の執務及び来客者対応
規模	120～150 m ² 程度 <ul style="list-style-type: none"> ・常時職員 25 人が勤務 なお、災害発生等全員招集時は 49 人が勤務
設置数	1
仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・扉を設置する場合は中の様子が分かる仕様とする。 ・本署事務室入口に座って接客する受付カウンター1組 (2 人)、立って接客する受付カウンター1組 (2 人) を設置する。(参考写真：消防庁舎 2-1) ・立って接客するカウンター内側 (事務室側) は書類棚を兼ねる。 ・担当単位のフリーアドレスに対応する机を配置する。 なお、5 人/1 担当×4 担当で勤務している。 ・署長 1 人と上席者 4 人分の机を配置する。 ・常時勤務者の椅子を用意する。

	<ul style="list-style-type: none"> ・キャスター付き脇机 46 人分、ダイヤルロック付き収納棚及び収納両開き書庫 50 人分を整備する。(参考写真：消防庁舎 4-1～2、以下同じ) ・レイアウト変更が容易にできるように OA フロア (床面に電話回線 (12 台)、電気配線、LAN 配線、テレビ 1 台、パソコン 18 台分を施したもの) とする。 ・印刷コーナー (コピー機 1 台、FAX 機 1 台、カラープリンタ 1 台及び用紙収納棚) を確保する。 ・流し台 1 台、既存冷蔵庫 1 台及び食器棚 1 台の設置が可能な給湯コーナーを確保する。 ・窓下には書棚を配置する等、書類が整理できるよう固定書架を設ける。(参考写真：消防庁舎 4-3、以下同じ) ・壁又は壁面固定収納棚の一部はマグネットでの掲示やホワイトボードとしての利用が可能なものとする。 ・本署事務室出入口が複数ある場合は、それぞれの出入口付近で照明操作ができるようにする。 ・通信指令室の任意情報を表示できる天吊又は壁掛けのディスプレイを設置する。 ・停電時も、照明、事務機器が稼働すること。なお、空調についても稼働することが好ましい。
他室との関係	-

【消防庁舎 5】 通信指令室	
用途	消防指令業務
規模	90 m ² 程度 常時職員 2 人が勤務
設置数	1
仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・扉を設置する場合は中の様子が分かる引戸とする。 ・通信指令室出入口は生体認証等のオートロックとする。 ・119 番通報等の受付、出動指令、無線通信、車両管理、各種情報等を統括、管理する高機能消防指令センターを設置する。(※別紙 5「高機能消防指令センター基本計画」参照。) ・災害時の通信手段である無線通信を統括、管理する消防救急デジタル無線機器の移設、改修を行う。(※別紙 6「玉野市消防本部消防救急デジタル無線移設機器表」参照。) ・岡山県防災情報ネットワーク機器を移設するスペース及び屋上

	<p>からの接続用配管を用意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・玉野市防災行政無線遠隔制御器を移設する。 ・執務スペースは、職員 2 人が常時勤務できるレイアウトとし、フリーアドレス対応机及び椅子を配置する。 ・キャスター付き脇机、ダイヤルロック付き収納棚及び収納両開き書庫 4 人分を整備する。 ・レイアウト変更が容易にできるように OA フロア（床面に電話回線（4 台）、電気配線、LAN 配線、テレビ 1 台、パソコン 2 台分を施したもの）とする。 ・窓下には書棚を配置する等、書類が整理できるよう固定書架を設ける。 ・壁又は壁面固定収納棚の一部はマグネットでの掲示やホワイトボードとしての利用が可能なものとする。 ・消防庁舎及び 2 分署の防犯カメラの映像を投影するディスプレイを設置する。 ・防犯カメラの映像を 17 日間以上録画でき、録画した映像を記録媒体に出力できるようにする。 ・館内放送の操作設備を設ける。 ・常時単独空調とし、空調が切れることがないようにする。 <p>なお、現在は 2 機設置しており、随時自動切替で稼働。</p>
他室との関係	<ul style="list-style-type: none"> ・通信指令室仮眠室と隣接した位置に配置する。 ・通信機械室と隣接した位置に配置する。 ・通信指令室の近くにトイレを設置する。 ・本部と同一階に配置する。
加点	<p>(4)一般市民の見学が可能となるよう、室外から見学可能な工夫やスペースがあること。</p> <p>なお、見学時以外はブラインド等による目隠しが可能なこと。</p>

【消防庁舎 6】 通信機械室	
用途	通信指令システムに関わる機械
規模	50 m ² 程度
設置数	1
仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・高機能消防指令センター、消防救急デジタル無線機器及び岡山県防災情報ネットワーク機器に関する各種通信制御機器、サーバー、無停電装置等を収納するスペースを確保する。 ・無線 LAN 用スイッチを収納するためのラックスペースを確保す

	<p>る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 常時単独空調とし、空調が切れることがないようにする。 なお、現在は 2 機設置しており、随時自動切替えて稼働。 ・ OA フロアとする。 ・ 大型かつ重量のある設備であるため、搬入出しやすい動線及びスペースを確保する。
他室との関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通信指令室と隣接した位置に配置する。

【消防庁舎 7】 救急消毒室	
用途	救急出動帰署時の救急隊員及び資機材の消毒、洗浄
規模	15 m ² 程度
設置数	1
仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・ 扉はソフトクローズ引戸（両手が塞がった状態でも容易に開閉可能なもの）とする。開口部 120 cm 以上が好ましい。 ・ ストレッチャー（約 200 cm×58 cm）を洗浄できるスペース並びに吊り下げ式水道ホース及び排水口を設ける。（参考写真：消防庁舎 7-1） ・ 感染性廃棄物を収容できる既存専用容器（約 40 cm×40 cm）を置くスペースを確保する。（参考写真：消防庁舎 7-2） ・ 深型洗浄用と消毒剤に浸す消毒が可能となる二層式流し台を設置する。また、その隣にステンレス作業台を設置する。（参考写真：消防庁舎 7-1） ・ 除染用にシャワー設備 1 式（温水）を設置する。（参考写真：消防庁舎 7-3） ・ 救急服等を洗浄するための既存洗濯機 2 台を置くための電気配線、給排水を整備する。 ・ 汚物用処理装置 1 式を設置する。（参考写真：消防庁舎 7-1） ・ 手洗い水道設備 1 式を設置する。（参考写真：消防庁舎 7-4） ・ 既存オートクレーブ 1 台を置くスペースを確保する。（参考写真：消防庁舎 7-5~6） ・ 床面及び壁面は水洗いが可能で水はけの良い素材又は加工とする。 ・ 毛布や布製品（20kg 程度）を乾燥するための、吊り下げ式物干を設置する。 ・ 換気設備を設ける。 ・ 停電時も、照明、電気機器が稼働すること。

他室との関係	・救急車両駐車位置の後部に配置する。
--------	--------------------

【消防庁舎 8】 救急資機材庫	
用途	収納
規模	25～30 m ² 程度
設置数	1
仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・扉はソフトクローズ引戸（両手が塞がった状態でも容易に開閉可能なもの）とする。 ・救急用備品、資機材、医療品、救急人形及び救急用酸素ボンベ 30 本程度を置く固定収納棚を設置する。（参考写真：消防庁舎 8-1～3） ・既存収納庫（鍵付き）を置くスペースを確保する。（参考写真：消防庁舎 8-4） ・電話機 1 台の配線設備を確保する。 ・停電時も、照明が稼働すること。
他室との関係	・救急消毒室と隣接した位置に配置する。

【消防庁舎 9】 出動準備室	
用途	指令の受け取り、防火服及び感染防護衣への更衣
規模	100 m ² 程度
設置数	1
仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・扉は中の様子が分かるソフトクローズ引戸（両手が塞がった状態でも容易に開閉可能なもの）とする。なお、開口部は複数名の同時出動ができるように配慮する。 ・2 交替 1 列の防火服収納庫 24 台を設置する。（参考写真：消防庁舎 9-1） ・本部、通信指令室職員、補勤職員の計 25 人の防火服、防火帽、安全帽を既存ロッカー又は壁面等の活用により収納する。（参考写真：消防庁舎 9-2～3）また、同時に 25 人分の防火長靴と編み上げ靴が保管できるようにする。保管に当たっては防塵にも配慮する。 ・出動の際に円滑に更衣できるスペースを確保する。 ・通信指令室の任意情報を表示できる天吊又は壁掛けのディスプレイを設置する。 ・指令を受け取るプリンタ、パソコン、卓上型可搬無線装置各 1 台を置くスペースを確保する。（参考写真：消防庁舎 9-4）

	<ul style="list-style-type: none"> ・既存携帯無線機を同時に充電するスペース及び配線を確保する。なお、現在台数は署活系 12 台、デジタル 9 台。(参考写真：消防庁舎 9-4) ・電話機 1 台の配線設備を確保する。 ・既存感染防護衣用ロッカー 2 台を置くスペースを確保する。(参考写真：消防庁舎 9-5) ・防火服用保冷材を入れる既存冷凍庫 2 台の配線とスペースを確保する。(参考写真：消防庁舎 9-6) ・換気設備を設ける。 ・停電時も、照明、電気機器が稼働すること。
他室との関係	<ul style="list-style-type: none"> ・出勤準備室の近くに男女別トイレを配置する。 ・緊急車両用車庫への出入口を設置する。 ・各室から迅速な出勤ができるよう動線に配慮する。

【消防庁舎 10】 緊急車両用車庫	
用途	緊急車両用車庫
規模	500 m ² 程度
設置数	1
仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・別紙 7「配置予定車両一覧」に記載する車両が配置できるスペース及び強度を確保する。 ・緊急車両と内壁面の間には出勤動線を確保する。 ・車両後部と柱、壁の間隔及び車両ごとの間隔を十分確保する。 ・出勤を安全かつ容易にできるよう、前面道路と車庫の間には空地を設ける。 ・停止位置を明確にするために、床面に停止線を引く。 ・排気ガスを容易かつ効率的に排気できる構造又は装置を設置する。 ・車庫扉はリモコン付き（10 個）電動式自動シャッターとし、通信指令室からの遠隔操作によるシャッターの開閉及び通信指令の出勤命令と連動した開放を可能とする。なお、手動での開閉も可能とする。 ・車庫扉は閉鎖の場合も採光が可能であること。 ・鳥害対策のため、可能な限り天井や柱に凹凸がない構造とする。 ・床材は滑りにくく、水洗いが可能な仕上げとし、適宜水勾配を設ける。 ・ホース（500 本程度）固定収納棚を設置する。(参考写真：消防

	<p>庁舎 10-1)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 台分は車両整備が可能なピットを設ける。転落防止のための車両止め等配慮する。(参考写真：消防庁舎 10-2) ・ 車両前面に車両洗浄のための蛇口を 3 箇所以上設ける。 ・ 防犯カメラを設置する。 ・ 車両前面には雨天時の出動準備、帰署後の処理を容易にするため、庇を設ける。 ・ 夜間、車庫の前面で車両整備ができるよう照明を設ける。 ・ 各車両の付近に 100V のコンセントを設ける。 ・ 既存水難救助用ボート（アキレス製 SE-400）1 艇の収納を可能にする。なお、現在は天井に吊り下げて収納している。(参考写真：消防庁舎 10-3) ・ 電話機 1 台の配線設備を確保する。 ・ 停電時も、照明、電気機器が稼働すること。
他室との関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 救急消毒室、救急資機材庫、出動準備室と隣接した位置に配置する。 ・ ホース固定収納棚はホースの洗浄、ホースリフター、巻き取り、収納といった一連の動作を考慮した位置に設置する。

【消防庁舎 11】 資機材収納庫・工作室	
用途	収納、ホース修理等の作業場
規模	60～70 m ² 程度
設置数	1
仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防活動用資機材、救助用資機材、タイヤを保管するスペースを確保する。 ・ 軽量かつ常時使用しない資機材や装備等は、屋外倉庫の設置や緊急車両用車庫中二階等余剰空間の活用を検討する。(参考写真：消防庁舎 11-1) ・ 車両装備、救助装備、予防装備、緊急消防援助隊装備をそれぞれ分けて収納するための固定棚を設置する。(参考写真：消防庁舎 11-2) ・ 棚等は重量物に耐える十分な強度を持ったものとする。 ・ 工具の固定収納棚を設置する。(参考写真：消防庁舎 11-3) ・ ホース修理等を行うための万力作業台を設ける。 ・ 室の高さによっては、天井への吊り下げ収納ができるようにする。

	<ul style="list-style-type: none"> ・換気設備を設ける。 ・停電時も、照明が稼働すること。
他室との関係	<ul style="list-style-type: none"> ・資機材の搬入が容易に行えるよう、緊急車両用車庫と隣接した位置に配置する。

【消防庁舎 12】 ボンベ倉庫	
用途	収納
規模	15～20 m ² 程度
設置数	1 <ul style="list-style-type: none"> ・個室ではなく、資機材収納庫・工作室内に当該機能を付随することでの対応としても可。
仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・80本以上の空気ポンペを収納可能な固定収納棚を設置する。 ・既存可搬空気充填機1台（BAUER コンプレッサー MARINER200、幅1.3m×高さ0.81m×奥行0.86m）を置くスペースを確保する。（参考写真：消防庁舎 12-1） ・可搬空気充填機の出し入れが可能な出入口とする。 ・既存可搬空気充填機用の3相200V4.0kw コンセントを設置する。 ・換気設備を設ける。 ・軽トラックが直接出入可能な程度の出入口とする。 ・停電時も、照明、電気機器が稼働すること。
他室との関係	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急車両用車庫と隣接した位置に配置する。

【消防庁舎 13】 危険物保管庫	
用途	収納
規模	8 m ² 程度
設置数	1
仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・灯油、エンジンオイル、資機材潤滑油、塗料を置く固定収納棚を設置する。（参考写真：消防庁舎 13-1） ・少量危険物貯蔵庫の基準を満たすこと。（玉野市火災予防条例第34条の2の2） ・停電時も、照明が稼働すること。
他室との関係	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急車両用車庫と隣接した位置に配置する。

【消防庁舎 14】 洗濯・乾燥室（参考写真：消防庁舎 14-1）

用途	洗濯、乾燥
規模	15～20 m ² 程度
設置数	1
仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・扉は引戸とする。 ・既存洗濯機 2 台を置くための電気配線、給排水を整備する。 ・シャワー1 式（温水）を配置する。 ・吊り下げ式物干を設置する。 ・家庭用除湿器が使用できるよう配線設備を確保する。 ・換気設備を設ける。 ・停電時も、照明が稼働すること。
他室との関係	・緊急車両用車庫に隣接して配置する。

【消防庁舎 15】 通信指令室仮眠室	
用途	通信指令室要員の仮眠及び更衣
規模	35 m ² 程度
設置数	1
仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・湿度及び風通しに配慮した位置に設ける。 ・窓を配置する場合、遮光カーテンを設置する。 ・照明は明るすぎないもの（明度調整が可能なものが好ましい。）を採用する。 ・通路に足下灯（常時点灯又はセンサー式）を設置する。 ・寝具を敷くスペースはふすま等の稼働扉で両側を仕切ることにより個室化する。（参考写真：消防庁舎 15-1、以下同じ） ・個室化後も均一な室温となるよう、空調効率に配慮した構造とする。 ・寝具を敷くスペースを小上がりとし、30 cm程度の段差を利用した靴収納スペースを設ける。（参考写真：消防庁舎 15-2、以下同じ） ・個室は身長 190 cmの職員が仮眠できるスペースを確保する。 ・個室数は 4 とし、各室にコンセント及び寝具 1 式（掛け布団 1、敷き布団 1）を保管するための収納を設ける。 ・8 人分のその他寝具（一人当たり枕 1、敷マット 1、毛布 2）を保管するための収納を設ける。 ・既存個人用更衣ロッカー 8 人分を配置するスペースを確保する。（参考写真：消防庁舎 9-2、以下同じ） ・寝具を敷くスペースの床を畳にする場合、表替えや畳替え等のメ

	<p>メンテナンスが可能な限り少ない素材を採用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・洗面台 1 台を設置する。 ・電話機 1 台の配線設備を確保する。 ・停電時も、照明、電気機器が稼働すること。
他室との関係	<ul style="list-style-type: none"> ・出入口は通信指令室内のみに設置する。 ・壁及び建具は仮眠を妨げない程度の遮音構造とする。 ・扉は引戸とし、静粛性が高いものを採用する。

【消防庁舎 16】 男性用仮眠室	
用途	通信指令室要員以外の仮眠及び更衣
規模	～180 m ² 程度
設置数	1
仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・湿度及び風通しに配慮した位置に設ける。 ・窓を配置する場合、遮光カーテンを設置する。 ・照明は明るすぎないもの（明度調整が可能なものが好ましい。）を採用する。 ・通路に足下灯（常時点灯又はセンサー式）を設置する。 ・寝具を敷くスペースはふすま等の稼働扉で両側を仕切ることにより個室化する。 ・個室化後も均一な室温となるよう、空調効率に配慮した構造とする。 ・寝具を敷くスペースを小上がりとし、30 cm程度の段差を利用した靴収納スペースを設ける。 ・個室は身長 190 cmの職員が仮眠できるスペースを確保する。 ・個室数は 20 とし、各室にコンセント及び寝具 1 式（掛け布団 1、敷き布団 1）を保管するための収納を設ける。 ・48 人分のその他寝具（一人当たり枕 1、敷マット 1、毛布 2）を保管するための収納を設ける。 ・既存個人用更衣ロッカー 48 人分を配置するスペースを確保する。 ・ポンプ隊、救助隊、救急隊が仮眠するが、夜間に救急隊 3～6 人のみの出動があるため、可動間仕切りの設置や出入口の別設置、エリア分け等配慮する。また、明確なエリア分けを行う場合、救急隊員用エリアとそれ以外のエリアに電話機 1 台ずつの配線設備を確保する。 ・寝具を敷くスペースの床を畳にする場合、表替えや畳替え等のメ

	<p>メンテナンスが可能な限り少ない素材を採用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 停電時も、照明、電気機器が稼働すること。
他室との関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 壁及び建具は仮眠を妨げない程度の遮音構造とする。 ・ 扉は引戸とし、静粛性が高いものを採用する。

【消防庁舎 17】 女性用仮眠室	
用途	仮眠、更衣（本部職員含む）、浴室、脱衣、洗面、トイレ、洗濯室
規模	20～25 m ² 程度
設置数	1
仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・ 湿度及び風通しに配慮した位置に設ける。 ・ 窓を配置する場合、遮光カーテンを設置する。 ・ 照明は明るすぎないもの（明度調整が可能なものが好ましい。）を採用する。 ・ 通路に足下灯（常時点灯又はセンサー式）を設置する。 ・ 寝具を敷くスペースはふすま等の稼働扉で両側を仕切ることにより個室化する。 ・ 個室化後も均一な室温となるよう、空調効率に配慮した構造とする。 ・ 寝具を敷くスペースを小上がりとし、30 cm程度の段差を利用した靴収納スペースを設ける。 ・ 個室は身長 190 cmの職員が仮眠できるスペースを確保する。 ・ 個室数は2とし、各室にコンセント及び寝具1式（掛け布団1、敷き布団1）を保管するための収納を設ける。 ・ 4人分のその他寝具（一人当たり枕1、敷マット1、毛布2）を保管するための収納を設ける。 ・ 既存個人用更衣ロッカー4人分を配置するスペースを確保する。 ・ シャワー及び浴槽付き浴室1室、脱衣所、洗面台1台、洋式トイレ1室を配置し、既存洗濯機1台を置くための電気配線、給排水を整備する。 ・ 寝具を敷くスペースの床を畳にする場合、表替えや畳替え等のメンテナンスが可能な限り少ない素材を採用する。 ・ 女性仮眠室出入口は内側からの施錠を可能とする。 ・ 電話機1台の配線設備を確保する。 ・ 停電時も、照明、電気機器が稼働すること。
他室との関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 男性仮眠室のエリアと明確に分離して、男女別に出入口を設置する。

	<ul style="list-style-type: none"> ・壁及び建具は仮眠を妨げない程度の遮音構造とする。 ・扉は引戸とし、静粛性が高いものを採用する。
--	---

【消防庁舎 18】 男性用浴室・脱衣所・洗面	
用途	浴室、脱衣、洗面
規模	・提案による。
設置数	1
仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・扉は引戸とする。 ・シャワー及び浴槽付き浴室 1 室とシャワー室 2 室を設置し、それぞれ簡易の施錠を可能とする。 ・脱衣所についてもプライバシーに配慮する。 ・56 人分の風呂及び洗面用具を置く棚を設置する。(参考写真：消防庁舎 18-1～2) ・3 人以上が同時に洗面できる洗面台（温水）を設置する。 ・既存洗濯機 1 台を置くための電気配線、給排水を整備する。 ・停電時も、照明が稼働すること。
他室との関係	・仮眠室との遮音性に配慮する。

【消防庁舎 19】 玄関・風除室	
用途	来客者用出入口
規模	・提案による。
設置数	1
仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外に通信指令室につながるインターフォンを設置する。 ・風除室の必要性については提案を求める。 ・防犯カメラを設置する。 ・掲示板を設置する。 ・案内表示板を設置する。 ・傘立てを設置する。 ・玄関扉は通信指令室からの遠隔操作により、施錠又は開錠が可能であること。 ・停電時も、照明、電気機器が稼働すること。

【消防庁舎 20】 職員通用口	
用途	職員出入口
規模	・提案による。

設置数	1
仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・ 来客者との動線区別のため、職員用出入口を設置する。 ・ 防犯カメラを設置する。 ・ 生体認証等のオートロックとする。 ・ 停電時も、照明、電気機器が稼働すること。

【消防庁舎 21】 収納庫	
用途	日用物品、掃除道具、用紙等事務用品、靴の収納
規模	・ 提案による。
設置数	・ デッドスペースの活用など、可能な限り多くの収納スペースが確保できる提案を求める。
仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常消耗品や掃除道具等を保管するスペースを確保する。 ・ 用途に応じた固定収納棚を設置する。(参考写真：消防庁舎 21-1～4)
他室との関係	-

【消防庁舎 22】 本部男性更衣室	
用途	本部職員の更衣
規模	15 m ² 程度
設置数	1
仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既存ロッカー18人分が配置できるスペースを確保する。(参考写真：消防庁舎 9-2) ・ 着替えを行うスペースを確保する。 ・ 1人につきビジネスシューズと運動靴の計2足×18人分が収納可能な固定棚を設置する。 ・ 停電時も、照明が稼働すること。
他室との関係	・ 本部と同一階に配置する。

【消防庁舎 23】 トイレ	
設置数	・ 常時45人(うち女性3人)勤務に対応する。
仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・ 男女別に1箇所は和式とする。 ・ 車椅子での利用が可能な多目的トイレを1箇所以上設置する。 ・ 停電時も、照明が稼働すること。

【消防庁舎 24】 廊下 (階段)	
--------------------------	--

仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・汚れにくい又は汚れが目立ちにくい素材とする。 ・掃除がしやすい素材とする。 ・駆け足で出勤することから、廊下幅と床材に配慮する。 ・1.5m以上の幅を確保する。 ・停電時も、照明が稼働すること。
----	--

【消防庁舎 25】電気室

仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・有無について提案による。 ・受電容量について施設省エネ化の提案による。
----	---

【消防庁舎 26】機械室

仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・有無について提案による。 ・熱源方式は提案による。
----	---

【防災センター1】災害対策室

用途	市民、消防団及び職員の研修や会議、災害時の本部、机・椅子収納庫
規模	180~200 m ² 程度
設置数	1
仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・長机 3 台以上が横に並び、100 人程度の会議ができるスペースを確保する。なお、長机、椅子がすべて収納できる倉庫を設置する。 ・稼働間仕切りにより、3 室程度に区分することができる構造とし、可能な限り遮音性にも配慮する。(参考写真：防災センター 1-1) ・プロジェクター投影ができるように壁の素材や色に配慮する。 ・プロジェクター投影した際見やすくなるよう、カーテンやブラインドの設置を行う。 ・壁の一部はホワイトボードとしての利用も可能な素材とする。 ・3 室に分けた場合もプロジェクター投影及び壁面ホワイトボードが利用できるようにする。 ・3 室に分けた場合、それぞれの室に直接出入りできる出入口を設け、それぞれの出入口付近で照明操作ができるようにする。 ・3 室に分けた場合もテレビ視聴が可能となるよう、配線設備を確保する。 ・パソコン、電話機各 20 台の配線設備を確保する。 ・停電時も、照明、電気機器、空調が稼働すること。

他室との関係	・給湯コーナーを隣接した位置に確保する。独立又は他室内の給湯コーナーを問わない。
--------	--

【防災センター2】 防災相談室	
用途	4人程度の会議、打合せ
規模	10～15 m ² 程度
設置数	1～2
仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・既存4人掛け机及び椅子1式が設置できるスペースを確保する。 ・OAフロア（床面に電話回線（1台）、電気配線、LAN配線、パソコン1台分を施したもの）とする。 ・停電時も、照明、事務機器が稼働すること。
他室との関係	<ul style="list-style-type: none"> ・本部事務室及び本署事務室と近接した位置に各1室設ける。（本部事務室と本署事務室が同一階の場合は1室でも可） ・会話程度の遮音性を有する構造とする。

【防災センター3】 救急訓練室	
用途	救急訓練、災害時の避難所
規模	60 m ² 程度
設置数	1
仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・和室とする。（置き畳でも可） ・表替えや畳替え等のメンテナンスが可能な限り少ない素材を採用する。 ・電話線、テレビ各1台の配線設備を確保する。 ・停電時も、照明、電気機器、空調が稼働すること。
他室との関係	-

【防災センター4】 防災学習室	
用途	40～50人程度の防災学習
規模	・提案による。
設置数	1
仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクター投影ができるように壁の素材や色に配慮する。 ・プロジェクター投影した際見やすくなるよう、カーテンやブラインドの設置を行う。 ・パソコン、電話機各1台の配線設備を確保する。 ・停電時も、照明、電気機器が稼働すること。

他室との関係	-
--------	---

【防災センター5】 体験学習室	
用途	体験学習
規模	・ 提案による。
設置数	1
仕様	・ 煙体験、疑似消火体験、119 番通報訓練体験等が可能となるような提案を求める。
他室との関係	-

【防災センター6】 消防団本部室	
用途	消防団の会議、倉庫
規模	60 m ² 程度
設置数	1
仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既存 8 人用会議机が配置できるスペースを確保する。 ・ パソコン、テレビ、電話器の配線設備を各 1 台確保する。 ・ 20～25 m²程度の収納庫を設け、固定収納棚を設置する。(参考写真：防災センター6-1) ・ ポスターレールを設置する。 ・ 停電時も、照明、電気機器、空調が稼働すること。
他室との関係	・ 会話程度の遮音性を有する構造とする。

【防災センター7】 体力錬成室 (参考写真：防災センター7-1)	
用途	消防団及び職員の体力錬成
規模	・ 提案による。
設置数	1
仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・ 天井や壁に懸垂が可能なパイプを配置する。(参考写真：防災センター7-2) ・ 既存ベンチプレス 2 台を置くスペースを確保する。(参考写真：防災センター7-3)
他室との関係	-

【防災センター8】 調理・食堂室	
用途	日常の簡易な調理及び食事、災害時の待機及び休憩、炊き出し
規模	・ 提案による。

設置数	1
仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・扉はソフトクローズ引戸とする。 ・16人程度が座って食事を行うための椅子と机を設置する。(参考写真：防災センター8-1) ・既存食器棚を置くスペースを確保する。 ・一般家庭用台所設備を配置する。(参考写真：防災センター8-2) なお、コンロ2口及びシンクに複数の蛇口を設置するなど、同時に複数の者が作業できる流し台を設置する。 ・台所設備の熱源はランニングコストに考慮して採用する。 ・既存冷蔵庫1台、ポット1台、オーブントースター1台、電子レンジ2台等電気製品の同時使用を可能にする配線設備を確保する。 ・電話機、テレビ1台の配線設備を確保する。 ・停電時も、照明、電気機器(冷蔵庫1台、電子レンジ1台分の稼働が好ましい。)が稼働すること。
他室との関係	-
加算	<p>(5)別途収納庫(押入)付き休憩スペースを設ける。(参考写真：防災センター8-3)</p> <p>(6)自動販売機設置スペース及び配線を確保する。(隣接する屋外でも可。)</p>

【防災センター9】 玄関・風除室・エントランスホール	
用途	・来客者用出入口
規模	・提案による。
設置数	1
仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外に通信指令室につながるインターフォンを設置する。 ・風除室の必要性については提案を求める。 ・防犯カメラを設置する。 ・案内表示板を設置する。 ・傘立てを設置する。 ・玄関扉は通信指令室からの遠隔操作により、施錠又は開錠が可能であること。 ・停電時も、照明、電気機器が稼働すること。
加算	(7)エントランスホールを活用し、地域住民の防災・減災教育につなげることを目的として、壁面、床面利用等による連絡、広報、展示コーナーを設置する。(参考写真：防災センター9-1～2)

【防災センター10】エレベータホール	
設置数	・ 提案による。
仕様	・ 搭載人数等は提案による。
他室との関係	・ 消防庁舎を同一棟とする場合は消防庁舎も利用できる位置に配置する。

【防災センター11】備蓄倉庫	
用途	収納
規模	・ 提案による。
設置数	・ 提案による。
仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・ 可能な限り広面積の提案を求める。 ・ 用途に応じた固定収納棚を設置する。(参考写真：防災センター11-2) ・ 備蓄倉庫の出入口が複数ある場合は、それぞれの出入口付近で照明操作ができるようにする。 ・ 停電時も、照明が稼働すること。
他室との関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外部及び内部から搬入出しやすい位置に配置する。 ・ 別棟も可とする。

【防災センター12】トイレ	
設置数	・ 提案による。
仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・ 男女別に 1 箇所は和式とする。 ・ 車椅子及び乳幼児同伴者の利用が可能な多目的トイレを 1 箇所以上設置する。 ・ 通信指令室につながる緊急通報装置等を設置する。 ・ 停電時も、照明が稼働すること。

【防災センター13】廊下（階段）	
仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・ 汚れにくい又は汚れが目立ちにくい素材とする。 ・ 掃除がしやすい素材とする。 ・ 駆け足で出動することから、廊下幅と床材に配慮する。 ・ 停電時も、照明が稼働すること。